



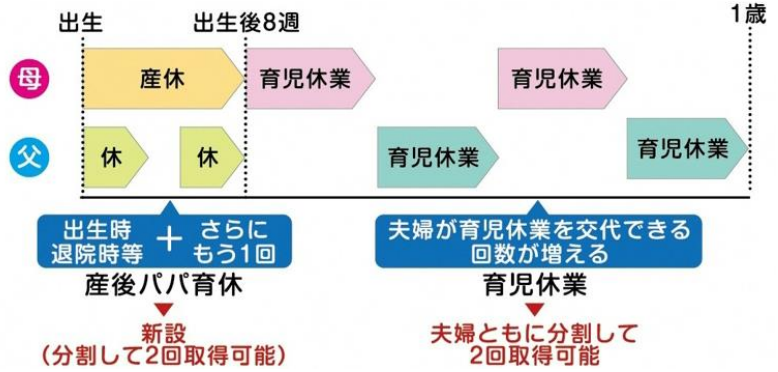
令和6年7月スタート!

長野県パパ育児休業応援奨励金について

長野県産業労働部労働雇用課

育児休業制度の概要（令和4年10月～）

- 柔軟に育児休業を取得できるよう、産後パパ育児が創設
- 子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得可能に
- 1歳までの育児休業も、夫婦ともに2回に分割して取得可能に



応援奨励金の支給パターン

出生後8週以内	出生後8週以降
県奨励金①：14日以上(10万円)	
県奨励金②：28日以上(20万円)	
県奨励金③：3か月以上(30万円)	
国助成金①：連続5日以上(20万円)	
国助成金②：連続3か月以上(30万円)	

※令和6年4月1日以降に取得を開始した育休が対象

※国助成金①：両立支援等助成金「出生時両立支援コース」

※国助成金②：両立支援等助成金「育児休業等支援コース」

※国助成金①のみ生後8週間以内に育休を開始していることが必要

《出生後8週以内》

《出生後8週以降》

例1 5日 国単独支給：国助成金①<20万円>

例2 14日 国県併給可：県奨励金①<10万円> + 国助成金②<20万円> = 30万円

例3 5日 10日 国県併給可：県奨励金①<10万円> + 国助成金②<20万円> = 30万円
合計15日

例4 3か月以上 国県併給可：県奨励金③<20万円> + 国助成金②<30万円> = 50万円

例5 5日 28日 国単独支給：県奨励金②<20万円>
合計33日例6 5日 3か月以上 国単独支給：国助成金①<20万円> + 国助成金②<30万円> = 50万円
分割取得 ※分割して育休取得した場合は、国助成金①と②の併給可

《県応援奨励金のポイント》

- 出生後8週以内・以降を問わず、子が1歳になるまでの間、14日以上[※]の育休取得を対象
- 1人の子に対して育休取得した期間の合算が可能であるため、柔軟な奨励金の活用が可能
- 国の両立支援等助成金との併給が可能なパターンも！